

令和5年5月31日  
十島村 土木交通課

災害時応急復旧業務の応援に関する協定 締結業者 様

十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における  
「災害時における応急復旧業務」の活動時留意点について

標記の件につきまして、令和5年6月1日以降、災害時における応急復旧業務につきましては下記留意点を踏まえ、ご対応いただきますようお願い致します。

下記留意点が適切に行われていない場合、評価の対象外となりますのでご注意ください。

記

1 対象評価項目 「災害時における応急復旧業務の応援に関する協定」に基づく応急対策業務の活動実績 (0.5点満点)

2 活動留意点 「応急対策業務の活動実績」について

(1) 村担当職員との事前協議について

業務開始前に必ず村担当職員と協議を行い、村(担当職員)からの応援要請を受けた後、復旧業務に着手すること。

(2) 応急業務報告書の提出について

業務を行った際は、「災害時における応急復旧業務の応援に関する協定書」第6条に基づき、速やかに応急業務報告書(別添様式)を提出すること。(おおむね2週間以内)

なお、提出の際は、作業状況写真等のほか、要請日時、要請者、業務内容、作業日時、作業者等、応急対策業務の内容を記した工事打合簿(様式任意)も併せて提出すること。

※ 不明な点は、下記担当にお問い合わせください。

・村担当者(窓口) 道路、港湾施設 … 土木交通課  
村営住宅等 … 地域振興課  
教員住宅等 … 教育委員会  
診療所等等 … 住民課  
コミュニティセンター等 … 総務課

担当：土木交通課 地域整備室

TEL 099-222-2101